

セディナETCコーポレートカード会員規約

本規約をよくお読みのうえご利用ください。

第 1 条 (用語の定義)

- 本規約における次の用語は、以下の通り定義します。
- 「ETCカード」とは、道路事業者が運営するETCシステムにおいて利用される通行料金支払いのための専用ICカードをいいます。
 - 「道路事業者」とは、東日本高速道路株式会社・首都高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社・西日本高速道路株式会社・阪神高速道路株式会社・本州四国連絡高速道路株式会社及び公社等（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号）第2条第1項に基づく公告または公示を行った地方道路公社または都道府県もしくは市町村である道路管理者）をいいます。
 - 「ETCシステム」とは、道路事業者所定の料金所においてETC利用者がETCカード及び車載器、並びに道路事業者の路側システムを利用して通行料金の支払いを行うシステムをいいます。
 - 「車載器」とは、車両に搭載して路側システムとの間で料金決済に必要な情報の通信を行うための装置をいいます。
 - 「路側システム」とは、道路事業者所定の料金所のETC車線に設置され、ETC利用者の車載器と無線により必要情報を授受する装置をいいます。
 - 「会員」とは、株式会社セディナ（以下「会社」という）が入会を認めた法人または個人事業主をいいます。

第 2 条 (名 称)

本規約に基づき会社が発行するETCカードの名称は「セディナETCコーポレートカード（以下「本カード」という）」とします。

第 3 条 (管理責任者及びカードの使用者)

- 会員は、自らの役員または社員の中から、本カードの管理責任者（以下「管理責任者」という）を選出し、会社に届け出ます。管理責任者は会員から授権され、会社に対して会員を代理し、本カードの発行申請・受領・廃止申請・追加申請・各種届出などを行います。
- 本カードは会員が使用する営業用車両及び会社が認めた車両（以下総称して「車両」という）単位で発行し、会員は自らの役員または社員の中から当該車両のカード使用者（以下「使用者」という）を選出します。
- 会員は、「セディナETCコーポレートカード会員規約（以下「本規約」という）」に基づき本カードに関して行う一切の行為について責任を負います。

第 4 条 (本カードの発行)

- 会社は、本規約を承認の上、本カードの発行を申し込み、会社が適当と認めた会員に対して、本カードを発行し、貸与します。なお、会員は本カード受領後、直ちに本カードの署名欄に自署します。
- 会員は、道路事業者が定めるETC利用可能道路において、本カードを利用することで、本カードによる決済サービスを受けることができます。

第 5 条 (本カードの使用目的)

- 会員及び使用者は、会員の事業以外の用途に本カードを使用できないものとし、割賦販売法による保護を受けられないことを承諾します。
- 会員及び使用者が、前項に違反して本カードを使用した場合も、会員及び使用者はその支払いの責を免れないものとします。

第 6 条 (本カードの管理)

- 本カードの所有権は会社に属し、会員及び使用者は善良なる管理者の注意をもって使用・保管します。
- 本カードはカード表面に会員名が印字され、所定の署名欄に自署した会員のみが利用でき、他人に貸与・譲渡・担保に提供預託するなどカードの占有を第三者に移転することはできません。
- 本条(2)に違反して本カードが第三者に使用された場合、そのカード使用に起因して生ずる一切の債務については、本規約を適用し、全て会員がその責任を負います。
- 本カードの有効期限は、会社が指定するものとし、本カード券面に表示した月の末日までです。なお、本カードの有効期限が到来する場合、会社は会員より脱会の申し出がなく、かつ会社が引き続き適当と認めた会員に、有効期限を更新した本カードを送付します。

第 7 条 (予備カード)

- 会社は会社が認めた場合、会員からの申請により、使用者名または車両番号を付さないカード（以下「予備カード」という）を管理責任者1名に対し原則として1枚発行します。
- 予備カードは、車両の入替時などにおいて車両の使用開始後、当該車両に係る本カードが発行されるまでの間、当該車両に限り使用でき、使用にあたっては本規約の定める本カードの使用に準じて、本規約を遵守するものとします。

第 8 条 (年会費)

- 会員は、会社が定める方法・期日に本カード送付時に通知する年会費をお支払いいただきます。
- 既に支払済の本カードの年会費は、脱会または会員資格の取消となった場合、その他理由の如何を問わず返却しません。

第 9 条 (利用可能枠)

- 本カードの利用可能枠は会社が定めた金額とします。なお、会員は利用可能枠内での利用を遵守するものとし、事務処理の都合上、会社がカード利用の制限を行うことができます。また、会社は会員のカード利用状況等に応じて利用可能枠を変更できます。
- 本条(1)の利用可能枠は、全ての使用者利用分を含めてのものとします。なお、利用可能枠を超過した場合には、利用可能枠を超えた金額を一括して直ちに支払うと共に、カード利用を差し控えていただくこと、及びカードを返却していただくことがあります。但し、会社が特に利用可能枠の増額を認めた場合はこの限りではありません。

第10条 (公租公課・費用等の負担)

- 本カード利用代金又は本規約に基づく費用・手数料に関して課される公租公課(消費税等を含む。以下同じ)は、会員の負担とします。なお、会員は、公租公課が変更されたときは、変更後の公租公課を負担します。
- 本カード利用代金の支払、本カードの返却、会社所定の届出及び問い合わせその他本規約に基づいて要するすべての費用(金融機関への振込手数料及び再振込手数料、会社指定場所への持参手数料、日本国外でのカード利用に係わる費用、郵送料、電話料金等)は、会員の負担とします。
- 会員は、本カード利用代金について、支払遅滞やその他会員の責に帰すべき事由等により生じた次の費用を負担します。
 - 会社が振込用紙を送付したときは振込用紙送付手数料として、会社が金融機関に再振替の依頼をしたときは再振替手数料として、それぞれ手続回数1回につき330円(税込)。なお、振込用紙送付の場合、会社宛の振込手数料も会員が負担します。
 - 会社が訪問集金したときは、訪問集金費用として訪問回数1回につき2,200円(税込)
 - 会社が会員に対し書面による催告をしたときは、当該催告に要した費用
- 会員の要請により本カードを再発行した場合は、会社は会員に対し、本カードの再発行手数料1,100円(税込)を請求することができます。

第11条 (脱会)

- 会員は本カードを脱会する場合、本カードを直ちに返却し、会社所定の脱会手続きを行った上、会社に対する未払債務を会社に完済したときをもって脱会とします。なお、会員は、退会後においても、本規約の定めに従い、本カードを利用しまたは会員番号を使用して生じた利用代金等について、全て支払の責を負うものとします。
- 法人会員が脱会すると、使用者に貸与している本カードも脱会となります。

第12条 (本カードの利用・貸与の停止など)

- 会員（本項においては入会申込者を含む）が、次のいずれかに該当した場合、会社は入会を謝絶し、又は何ら会員に通知・催告を要せず、本カードの利用・貸与の停止、または会員資格を取り消すことができると共に、道路事業者に当該カードの無効を通知することができます。
- ①会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。

- ②会員の信用状態に重大な変化が生じたときと会社が判断したとき。
- ③本規約のいずれかに違反したとき。
- ④期限の利益の喪失事由のいずれかに該当する場合。
- ⑤本カードの利用状況及び支払状況が適当でないと会社が判断したとき。
- ⑥第15条(利用方法)(3)に違反し、カードの利用状況が不適当または不審であると会社が判断した場合。
- ⑦関係法令、規則、通達、ガイドライン等の定めにより、会社がカードの利用を停止する義務を負う場合。
- ⑧その他会社が会員として不適格と判断したとき。

第13条 (期限の利益の喪失)

- 会員は、次の各号のいずれかの事由に該当した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額をお支払いいただきます。
 - ①本規約に基づく債務の履行を1回でも遅滞したとき。
 - ②差押、仮差押、保全差押、仮処分申立又は滞納処分を受けたとき。
 - ③破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産手続きの申立を受け、若しくは自ら申し立てたとき。
 - ④債務整理のための法的手続きの申立があったとき。
 - ⑤債務整理(任意整理を含む。以下同じ)を開始する旨、又は債務整理のため弁護士等に依頼した旨を会社に通知したとき。
 - ⑥自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払を停止したとき。
 - ⑦会員資格を取消されたとき。
- 会員は、次の各号のいずれかの事由に該当した場合、会社の請求により、本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。
 - ①会社が所有権留保した商品の質入れ・譲渡・賃貸その他の処分を行ったとき。
 - ②本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。
 - ③本規約以外の会社と会員とのその他の取引に基づく債務について期限の利益を喪失する等、会員の信用状態が著しく悪化したとき。

第14条 (本カードの紛失・盗難等)

- 本カードの紛失、盗難、詐取、横領等、又は本カード情報の盗用等（以下「本カードの紛失・盗難等」という）により本カード又は本カード情報が第三者に利用された場合、会員は、当該カード利用により生じた一切の債務についてすべての責任を負うものとします。
- 会員は、本カードの紛失・盗難等があった場合、速やかにその旨を会社に連絡し、最寄りの警察署又は交番に届出たうえで、会社所定の届出書を会社あてに提出するものとします。
- 会社は、本カードが第三者によって拾得された旨の連絡を受ける等、本カードの紛失・盗難等が生じたときと会社が認識した場合、会社の任意の判断で本カードを無効とすることができるものとし、会員は予めこれを承諾するものとします。

第15条 (利用方法)

- 会員は本カードを車載器に挿入し、車載器と路側システム間で必要情報を無線通信することにより、通行料金の支払いを行うことができます。なお、入口と出口で、同一の車載器に同一の本カードを挿入し、利用しなければなりません。
- 会員は、会社が認めた場合及び道路事業者所定のETCマークのある料金所において、本カードを提示することにより、通行料金の支払いを行うことができます。

第16条 (利用代金決済)

- 本カードの利用代金の支払方法は、一括払いです。
- 会社からの利用代金のご請求は、道路事業者の請求データに基づくものとします。なお、当該道路事業者の請求データについて疑義がある場合は、会員と道路事業者間で疑義を解決するものとし、会社への支払義務は免れません。

第17条 (支払方法・支払日)

- 利用代金・年会費、その他本規約に基づく会員の会社に対する一切の支払債務は会員が予め指定した預貯金口座から口座振替の方法によりお支払いいただきます。但し、会社が適当と認める場合は、会社の指定口座への振込等、会社が別途指定する方法でお支払いいただきます。振込の場合の振込手数料は、会員の負担とします。
- 本条(1)の支払債務は、毎月会社所定の締切日までの利用代金を約定支払日（当日が金融機関休業日の場合は翌営業日。以下同じ）にお支払いいただきます。

第18条 (連帯保証人)

- 連帯保証人は、本カード利用に係わる一切の債務(以下「主たる債務」という)を保証し、会員と連帯して履行する責任を負うものとします。連帯保証人は、法人の代表者となります。
- 連帯保証人は、前項による保証債務の限度額(以下「保証限度額」という)が、会員の利用可能枠を踏まえて設定されることに同意します。保証限度額は、会社が別途通知するものとします。
- 連帯保証人は、会員の利用可能枠が変更された場合、保証限度額が変更されることに同意します。変更後の保証限度額は、会社が別途通知するものとします。
- 会員は、次の事項にかかる情報を連帯保証人に提供していること、および提供した情報が真実、正確であり、かつ不足がないことを、会社に対して表明および保証します。
 - ①会員の財産及び収支の状況
 - ②主たる債務以外に負担している会員の債務の有無並びにその額及び履行状況
 - ③主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容
- 連帯保証人は、会社に対し、本契約締結までに、会員から、前項各号の事項にかかる情報提供を受けたことを表明および保証します。
- 会社が連帯保証人のいずれか一人に対して履行の請求をしたときは、会員および他の連帯保証人に対しても、この履行の請求の効力が生ずるものとします。
- 連帯保証人が保証債務を履行した場合、連帯保証人は、本規約に基づく取引が終了し、かつ、主たる債務すべてが弁済されるまで、書面による会社の事前の承諾がなければ会社の権利に代位しません。
- 連帯保証人は、会社が他の保証又は担保を変更若しくは解除しても、免責の主張及び損害賠償の請求をしません。
- 会員は、会社が連帯保証人に対して、会員の会社に対する債務の履行状況を開示することを予め承諾します。

第19条 (遅延損害金)

- 会員が期限の利益を喪失したときは、会社に支払うべき金額に対して期限の利益喪失の日の翌日から支払済に至るまで年14.60%（1年を365日とする）日割計算。ただし、うるう年は1年を366日とします。以下同じ）を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。
- 会員が所定の支払日に約定支払金の支払いを遅延したときは、支払期日の翌日から支払済に至るまで、当該約定支払金に対し年14.60%を乗じた額を遅延損害金として当該約定支払額に付加してお支払いいただきます。

第20条 (届出事項の変更)

- 会員は、届出済の法人名・個人事業主名・住所・支払預貯金口座・電話番号・事業内容・管理責任者・その他法令に基づく会社への届出事項等に変更が生じた場合、遅滞なく会社に書面または電話もしくは会社所定の方法によりその変更を届け出ていただきます。
- 本条(1)の届出がないために会社からの通知、または送付書類、その他のものが延着、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。但し、会員において止むを得ない事情があるときは、この限りではありません。

第21条 (会社の責)

会社は、本カードの利用代金の決済に関する事項を除き、ETCシステム及び車載器に関する一切の紛議の解決及び損害賠償の責任を負いません。

第22条 (利用規程の遵守)

会員は、道路事業者が別途定めるETCシステム利用規程並びに車載器業者が定める取扱方法を遵守し、本カードを利用します。

第23条 (規約の変更)

- 会社は、次の各号のいずれかに該当する場合、予め効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、会社のホームページにおいて公表する旨、必要があるときにはその他相当な方法で会員に周知したうえで、本規約を変更することができます。①変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。
- ②変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の變更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。
- (2)会社は、予め変更後の内容を会社のホームページにおいて公表する方法又は通知する方法(必要があるときにはその他相当な方法を含む)により会員に周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。この場合、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行ったときは、会員は変更を承諾したものとみなし、以後、変更後の規約が適用されるものとします。

第24条 (準拠法)

会員と会社との諸契約に関する準拠法は全て日本法が適用されます。

第25条 (合意管轄裁判所)

会員は、本規約について紛争が生じた場合、訴額の如何に拘わらず会員の住所地及び会社の本社・各営業部・支店・営業所・管理センターを管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とします。

第26条 (反社会的勢力との取引の排除)

- 会員（本条においては入会申込者を含む）、使用者及び連帯保証人は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - ①暴力団
 - ②暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
 - ③暴力団準構成員
 - ④暴力団関係企業
 - ⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - ⑥前各号の共生者
 - ⑦その他前各号に準ずる者
- (2)会員、使用者及び連帯保証人は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて会社の信用を毀損し、又は会社の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
- (3)会社は、会員、使用者及び連帯保証人が本条(1)各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は本条(1)にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、会員、使用者及び連帯保証人の保有する会社が発行するすべてのカードについて通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとし、会社と会員、使用者及び連帯保証人とのその他の取引についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。

第27条 (マネー・ロンダリング及びテロ資金供与の防止)

- (1)会員（本条においては入会申込者を含む）、使用者及び連帯保証人は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - ①テロリスト等、日本政府又は外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者
 - ②その他前号に準ずる者
- (2)会員、使用者及び連帯保証人は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - ①マネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、又はそのおそれがあると疑われる行為
 - ②その他前号に準ずる行為
- (3)会社は、会員、使用者及び連帯保証人の情報及び具体的な利用内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることができます。会員、使用者及び連帯保証人から正当な理由なく指定した期限までに回答がなかった場合、カード利用を一時的に停止することができるものとします。
- (4)前項の求めに対する会員、使用者及び連帯保証人の回答、具体的な利用内容、会員、使用者及び連帯保証人の説明内容並びにその他の事情を考慮して、会社がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、若しくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合、カード利用を一時的に停止することができるものとします。
- (5)本条(3)(4)の定めによる本カード利用の一時的な停止は、会員、使用者及び連帯保証人からの説明等により、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたときと会社が認める場合、会社は本カード利用の停止を解除するものとします。
- (6)会社は、会員、使用者及び連帯保証人が本条(1)各号のいずれかに該当し、若しくは本条(2)各号のいずれかに該当する行為をした場合、本条(1)にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、又は本カードその他の取引がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、若しくはそのおそれがあると合理的に認められる場合、そのすべてについて通知・催告等をせずに会員資格を取消し、又は解除することができるものとします。

セディナETCコーポレートカード給油専用カードに関する特約

この特約はセディナETCコーポレートカードに付帯して発行される給油専用カードの貸与を受けた会員にのみ適用されます。

第 1 条 (給油専用カードの発行)

- 会社は会員の申請に基づき、本カード1枚に対し1枚の給油専用カードを発行し、会員に貸与します。
- 会員は、当該給油専用カードを本カードと同様に本規約を遵守するよう使用者・管理責任者、または会員の役員、社員に対し指示、徹底すると共に善良なる管理者の注意をもって適正な管理を行うものとします。

第 2 条 (給油専用カードの利用)

- 使用者は、会社が認めた加盟店（以下「加盟店」という）で給油専用カードを提示することにより自動車用燃料及び車両に係る物品の購入、または役務の提供を受けることができます。
- 会員は、加盟店での給油専用カード使用によって生じる債務を会社が会員に代わって加盟店に立替払いすることを承認します。
- 給油専用カードによる支払方法は一括払いです。
- 会員の責に帰すべき事由の有無に拘わらず、給油専用カードが加盟店以外において、または自動車用燃料の購入以外の目的において使用された場合についても、会社が立替払いを行ったときは、会員が給油専用カードの利用代金をお支払いいただきます。

第 3 条 (紛議)

給油専用カード使用に係る加盟店との紛議は、全て会員及び使用者と加盟店との間で解決していただき、会社は責任を負いません。

セディナETCコーポレートカード会員保障制度規約

第 1 条 (損害の補填)

株式会社セディナ（以下「会社」という）は、この規約に従い会社が発行するクレジットカード（以下「カード」という）が紛失・盗難・詐取、もしくは横領（以下単に「紛失・盗難」という）により保障期間中に不正使用された場合、これによって会員が被る損害を全額補填します。この場合、会社は必要に応じて会社が契約する損害保険会社に保険適用につき、本件内容を知ることができます。

第 2 条 (保障期間)

本制度の保障期間は、本制度へ加入の日（カード入会日）から1年間とし初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。

第3条（紛失・盗難届と損害補填期間）

- ①カードが紛失・盗難にあったことを知ったときは、会員は直ちにその旨を会社及び最寄りの警察署に届けると共に、書面による所定の届けを会社に提出していただきます。
- ②第1条により会社が補填する損害は、本条①の紛失・盗難届の通知を会社が受理した日の60日前以降に行われた不正使用による損害とします。

第4条（補填されない損害）

会社は次の損害について補填の責を負いません。

- ①会員、管理責任者または使用者の故意、または重大な過失に起因する損害。
- ②会員、管理責任者または使用者による不正使用に起因する損害。
- ③カード裏面の署名欄に自署していない場合。
- ④第3条①の紛失・盗難の通知を当社が受理した日の61日以前に生じた損害。
- ⑤戦争・地震などによる著しい秩序の混乱に乗じて行われた紛失、盗難などに起因する損害。
- ⑥その他会員規約に違反する使用に起因する損害。

第5条（自動継続）

本制度への加入は、毎年自動的に継続されます。

第6条（損害補填の手続、調査）

- ①会員が損害の補填を請求するときは、損害の発生を知ったときから30日以内に損害状況を記入した損害報告書、最寄りの警察署の盗難届出証明書または、被害届出証明書など会社が必要と認める書類を会社または会社の委託を受けた者に提出していただきます。
- ②会社または会社の委託を受けた者が、本条①の損害状況の調査を行う場合、会員はこれに協力するものとします。会社は、必要な調査を終え、適当と認めた場合には遅滞なく損害を補填するものとします。

個人情報の取扱いに関する同意条項

第1条（個人情報の取得・保有・利用・提供）

- (1)申込者（会員を含む）及び連帯保証人予定者（連帯保証人を含む。以下双方を合わせて「会員等」という）は、本契約（本申込みを含む。以下同じ）を含む株式会社セディナ（以下「会社」という）との取引との与信判断及び与信後の管理（以下「与信関連業務」という）及びカード付帯サービスを含む全てのカード機能履行のため、以下の情報（以下これらを総称して「本件個人情報」という）を、会社が保護措置を講じた上で、以下の条項により取得・保有・利用することに同意します。
- ①申込書等に記載された会員等の氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号（携帯電話番号を含む、以下同じ）、運転免許証等の記号番号、eメールアドレス、勤務先とその内容、家族構成、住居状況、取引を行う目的、連絡先（実家等）、親権者情報等（これらすべての変更情報を含む）。
- ②本契約に関する申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、支払方法等の利用情報、支払口座、契約番号、会員番号、有効期限等。
- ③本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況。
- ④本契約に関する会員等の支払能力を調査するため又は支払途上における支払能力を調査するため、会員等が申告した資産、負債、収入、支出、会員等が会社に提出した収入証明書の記載事項並びに会社が取得した、クレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況。
- ⑤官報や電話帳等一般に公開されている情報。
- ⑥会社が会員等に電話等により確認した情報又は会員等が会社へお問い合わせ等をされた際に会社が知り得た情報。
- ⑦犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、会社が会員等の運転免許証・パスポート等によって本人確認を行った際に取得した情報。
- ⑧防犯上録画された映像等の情報。
- ⑨電話の録音等の音声情報。
- (2)会員等は、会社が与信関連業務及び第2条のために、電話、SMS（ショートメッセージサービス）、郵便等の手段により連絡すること又は訪問することに同意します。
- (3)会員等は、与信関連業務及び本人確認のため会社が必要と認めた場合に、会社が市区町村の要求に従って会員等の個人情報（入会申込書の写し等）を市区町村に提出の上、会員等の住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等の交付を受け、又は自動車検査証等公的機関が発行する書類を取得し、当該書類に記載されている情報を利用することに同意します。
- (4)会員等は、会員等のいずれかに次の状況が発生した場合、会社が次の目的のために、戸籍謄本等公的機関が発行する会員等の戸籍に関する情報を、取得し利用することに同意します。
- ①相続が生じた状況があると会社が判断した場合、会社が本契約に関して相続発生の実事並びに相続人の有無及び範囲を確認するため。
- ②氏名変更が生じた状況があると会社が判断した場合、会社が本契約に関して会員等との同一性を確認するため。
- (5)会員等は、会社が本契約に関する与信関連業務の一部又は全部あるいは会社の事務を、会社の子会社、関連会社又は提携会社等の第三者に委託する場合に、会社が本件個人情報を当該委託先に提供し、当該委託先が委託目的の範囲内で利用することに同意します。また、会社が「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づく次の債権回収会社に債権回収の委託（債権譲渡も含む）をする場合、本件個人情報を次の債権回収会社に提供し、当該債権回収会社がその委託目的の範囲内で利用することに同意します。
- ・株式会社セディナ債権回収 〒460-0002 名古屋市中区丸の内二丁目20番25号
- (6)会員等は、本契約に基づく精算及び当該売買契約並びに本契約に付帯する会員特典等のサービス等の履行、維持、管理のため、会社が必要と認める場合、会社の子会社、関連会社又は提携会社等の第三者に本件個人情報のうち①、②及び③を提供し、同提供先がそれらを利用することに同意します。
- (7)会員等は、本条(1)⑦の本人確認を行うための情報を、会社及び会社の子会社、関連会社又は提携会社との他の取引における本人確認のために利用することに同意します。

第2条（個人情報の与信関連業務以外の利用）

- 会員は、会社がクレジット事業（クレジットカード、ファクタリングを含む）、保証事業、融資事業、保険事業、集金代行事業その他これらに付随する事業の次の目的のために、本件個人情報のうち①②③⑥を利用すること及び勧誘することに同意します。
- (ア) 宣伝物・印刷物の送付又は電話等による営業案内のため。
- (イ) 商品開発・市場調査のため。
- (ウ) 新商品情報のお知らせ・関連するアフターサービスのため。
- (エ) 会社が委託を受けた事業者の営業に関する宣伝物・印刷物の送付又は電話等による案内のため。
- ※会社の具体的な事業内容については、会社のホームページ（https://www.cedyna.co.jp）でお知らせしております。

第3条（個人信用情報機関への登録・利用）

- (1)会員等は、会社が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とするものをいい、以下「加盟信用情報機関」という）及び当該機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携信用情報機関」という）に照会し、会員等及び当該会員の配偶者（当該会員の配偶者とは、配偶者合算貸付契約の申込又は締結をしている配偶者に限る。以下同じ）の個人情報（同機関の加盟会員によって登録される情報、同機関が独自に取得・登録する情報を含む）が登録されている場合には、会員等の支払能力・返済能力の調査のために限り、会社がそれを利用することに同意します。
- (2)会員等は、会員等及び当該会員の配偶者に係る本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、加盟信用情報機関に下表に定める期間登録され、加盟信用情報機関及び提携信用情報機関の加盟会員により、会員等及び当該会員の配偶者の支払能力・返済能力に関する調査のために限り、利用されることに同意します。

項目	会社名	株式会社シー・アイ・シー（CIC）	株式会社日本信用情報機構（JICC）
①本契約に係る申込みをした事実	会社が個人信用情報機関に照会した日から6ヵ月間	照会日から6ヵ月以内	
②本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後5年以内	契約継続中及び契約終了後5年以内（ただし債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内）	
③債務の支払を延滞した事実	契約期間中及び契約終了後5年間	契約継続中及び契約終了後5年以内	

上記項目以外に、登録情報に関する苦情を受け調査中である旨、本人確認資料の紛失・盗難、与信自粛の申出、その他の本人申告情報が登録されます。

(3)加盟信用情報機関及び提携信用情報機関の名称、所在地、問い合わせ電話番号は次のとおりです。また、会社が本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途書面により通知し、同意を得るものとします。

【加盟信用情報機関】

- 株式会社シー・アイ・シー（C I C：割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関）
フリーダイヤル0120-810-414 https://www.cic.co.jp/
〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト
- 株式会社日本信用情報機構（J I C C：貸金業法に基づく指定信用情報機関）
TEL 0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/
〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館

【提携信用情報機関】

- 全国銀行個人信用情報センター
TEL 03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/
〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1
- (4)本条(3)に記載されている加盟信用情報機関に登録する情報は、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報及び会員に配偶者がある場合の当該婚姻関係に関する情報（当該婚姻関係に関する情報は、配偶者合算貸付契約の申込又は締結をしている配偶者に限る）、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数量等・回数・期間、契約額又は極度額、支払回数、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、完済予定年月、月々の支払状況及び解約又は完済等の事実の全部又は一部となります。
- ※各個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の各個人信用情報機関が開設しているホームページをご覧ください。

第4条（個人情報の与信関連業務以外の提供・利用）

- (1)会員は、会社が次の場合に本件個人情報のうち①及び②を、保護措置を講じた上で、会社の子会社、関連会社又は提携会社に電磁的データ等で提供し、当該子会社、関連会社又は提携会社が利用することに同意します。
- 会社と「個人情報の提供に関する契約」を締結した会社の子会社、関連会社又は提携会社が次の目的により本件個人情報のうち①及び②を利用する場合。
- ①子会社、関連会社又は提携会社の事業における宣伝物・印刷物の送付又は電話等による営業案内。
- ②子会社、関連会社又は提携会社の事業における市場調査、商品開発。
- ③子会社、関連会社又は提携会社が本契約に付帯する会員特典等のサービスの履行。
- なお、子会社、関連会社又は提携会社については、会社のホームページ（https://www.cedyna.co.jp）又は申込書等でお知らせしております。
- (2)本条(1)の個人情報の提供及び利用の期間は、原則として、契約期間中及び本契約終了日から5年間とします。なお、提携会社における個人情報の利用期間については、提携会社にお問い合わせください。

第5条（個人情報の開示・訂正・削除）

- (1)会員等は、会社及び第3条で記載する個人信用情報機関並びに第4条で記載する会社の子会社、関連会社又は提携会社に対して、「個人情報の保護に関する法律」に定めるところにより自己に関する個人情報（登録されている自己に関する客観的な取引事実に基づく個人情報）を開示するよう請求することができます。
- ①会社、会社の子会社又は関連会社を開示を求める場合には、末尾記載の【個人情報の取扱いに関するお問い合わせ相談窓口】にご連絡ください。開示請求の手続き（受付窓口、受付方法、必要書類、手数料等）についてお答えします。また、開示請求の手続きについては、会社のホームページでもお知らせしています。
- ②個人信用情報機関を開示を求める場合には、第3条記載の個人信用情報機関にご連絡ください。
- ③提携会社に対して開示を求める場合には、各提携会社にご連絡ください。
- (2)万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、会社は、速やかに利用目的の達成に必要な範囲内で訂正・削除に応じます。

第6条（本同意条項に不同意の場合）

会社は、会員等が本契約の必要な記載事項（契約書面で会員等が記載すべき事項）の記載を希望しない場合及び本同意条項の内容の全部又は一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。但し、会員が第2条及び第4条に同意しない場合でも、これを理由に会社が本契約をお断りすることはありません。

第7条（利用・提供中止の申出）

第2条及び第4条による同意を得た範囲内で会社が会員の個人情報を利用・提供している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の会社での利用、他社への提供を中止する措置をとります。なお、中止の申出を受けた場合でも、会社が会員に対して送付する請求書等に同封される宣伝物や印刷物については送付中止の申出はできないものとします。

第8条（個人情報の取扱いに関する問合せ等の窓口）

個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止についてのお問い合わせ、その他のご意見の申出に関しては、末尾記載の【個人情報の取扱いに関するお問い合わせ相談窓口】までお願いします。

第9条（本契約が不成立の場合）

本契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、第1条及び第3条(2)①に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第10条（退会後又は会員資格喪失後の場合）

退会の申し出又は会員資格の喪失後も、第1条(1)、第2条に定める目的及び開示請求等に必要な範囲で、法令等又は会社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

第11条（本同意条項の変更）

本同意条項は、会社所定の方法により、変更できるものとします。

【個人情報の取扱いに関する同意条項（カード管理責任者）】

本条項はカード管理責任者に適用されます。ただし、カード管理責任者が会員等の場合は、上記の「個人情報の取扱いに関する同意条項」が適用されます。

カード管理責任者は、カード管理責任者の登録・管理及び「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に定める本人確認義務履行の為に、カード管理責任者の氏名、生年月日、性別、自宅住所、所属部署、役職、会社電話番号等を、株式会社セディナが取得・保有・利用することに同意します。

【個人情報の取扱いに関する同意条項（カード使用者）】

本条項はカード使用者に適用されます。ただし、カード使用者が会員等の場合は、上記の「個人情報の取扱いに関する同意条項」が適用されます。

カード使用者は、カード使用者の登録・管理及びカード発行の為に、カード使用者の氏名、生年月日、性別、所属部署、会社電話番号等を、株式会社セディナが取得・保有・利用することに同意します。

【個人情報の共同利用について】

会社は、個人情報の保護に関する法律第23条第5項に基づき、本件個人情報を共同利用できるものとし、個人情報の共同利用について会社のホームページ（https://www.cedyna.co.jp）への掲載によって公表するものとします。

※個人情報保護管理責任者について

会社は、個人情報を厳重に保護する責任者として、個人情報保護所管部の担当役員を「個人情報保護管理責任者」に選任しております。

A1003-03-01

【個人情報の取扱いに関するお問い合わせ相談窓口】

株式会社セディナ お客さま相談部
東京都港区港南二丁目16番4号
※お電話はアンサーセンターにて承ります。
電話番号：0120-086-315
受付時間：9:30～17:00（1月1日休）

【お問い合わせ・相談窓口】

1. 商品等についてのお問い合わせ・ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。
2. 本規約・カードサービスについてのお問い合わせ・ご相談については下記までお尋ねください。
- 株式会社セディナ アンサーセンター
フリーダイヤル 0120-086-315
携帯電話からのご利用は TEL 052-300-1515
〔承り時間 9:30～17:00 1月1日休〕
＊電話番号はお間違えないように、ご確認のうえおかけください。

株式会社セディナ 〒460-8670 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目23番20号

Cedyna



A01889 F100-936 凸PC:2020.02(改20.02)〈消費2〉〈改犯3〉 013Q1176